

子ども・子育て支援金分の賦課方式について

令和7年度第1回
千葉県国民健康保険運営協議会
資料3

令和8年度から開始する子ども・子育て支援金分の賦課方式については、将来の完全統一を見据え、以下の理由により、特段の事情がなければ市町村に2方式で賦課していただく方針としたい。

- ・子ども・子育て支援金制度の趣旨から、「18歳以下の均等割は全額軽減される」ことを考慮すると、18歳以下を含む世帯に対して賦課する平等割は馴染まないため。
- ・現在の県における標準保険料率の算定に使用する標準的な賦課方式は2方式であり、子ども子育て支援金分についても同様に2方式を用いて計算するため。

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援金の賦課・徴収について

令和8年度から子ども・子育て支援金の拠出をいただくため、医療保険料とあわせた賦課・徴収の方法について、医療保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や、政令・府省令の整備等を進めていく。

基本的な方向性

- ・医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。注1
- ・国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- ・国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。注2
- ・医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。注3

※なお、千葉県国民健康保険運営方針については、令和8年度末に中間見直しを行う予定であるため、今年度内の改訂は行わないことを予定しています。

※子ども・子育て支援金分の賦課限度額については、12月末頃に国から通知される予定です。